

## 仕 様 書

- 1 本仕様は、病院の環境衛生維持管理を目的とし、病院内のねずみこん虫等の防除を実施するものであり、仕様書に記載のない事項については、発注者と協議して決定するものとする。
- 2 ねずみこん虫等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、発生場所、生息場所、侵入経路やねずみこん虫等による被害の状況について、定期的に統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみこん虫等の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 受注者は、作業実施にあたっては、現地調査を行い病院業務に支障を来たさないように、日時、作業人員、作業責任者、作業範囲、作業方法等の作業計画書を発注者に提出しなければならない。また、作業計画に変更が生じた場合も、速やかに報告すること。
- 4 受注者は、作業実施にあたっては、病院業務の特殊性を認識して行うとともに、言動動作に注意し、特に入院患者、外来患者及び来訪者等に対しては、失礼のないよう十分注意すること。
- 5 受注者は、入室作業にあたっては、室責任者等の立会により作業を行うこと。また、食器、衛生器具、医療器材等をビニール等により覆い、汚染させないよう十分に注意すること。  
なお、作業上、器物等を移動した場合は、元の位置に整理整頓すること。
- 6 作業者は、受注者の統一した所定の衣服及び名札を着用すること。
- 7 作業内容は、別紙のとおりとする。
- 8 受注者は、防除作業を行った場合は、1～4週間以内に効果判定を行い、その結果、防除効果が不十分であった場合は再作業を行うこと。
- 9 受注者は、契約期間内は継続管理を行い、発注者から調査及び防除の依頼をしたときは、その指示に従い迅速に対応すること。
- 10 受注者は、作業終了後は、立会者の確認を受け、作業報告書に実施済みの確認（印）を受けること。また、作業中の写真・生息状況報告書・改善提案書等が記載された報告書を作業終了後10日以内に提出すること。

- 11 受注者は、作業者に関する労働法規上の責任を負わなければならない。
- 12 業務を行うために必要な経費のうち光熱水費は、発注者の負担とする。
- 13 受注者は、作業実施にあたって、構内外の建物、工作物その他に対して損害を及ぼしたときは、発注者の指示により受注者の費用負担により修復あるいは補修しなければならない。